

結城市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

結城市個人情報保護条例(平成17年結城市条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第10条の2」に改める。

第4条第3号中「。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。」を削る。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 実施機関は、保有個人情報の記録の保管が必要でなくなったときは、速やかに廃棄又は消去をしなければならない。ただし、歴史的な資料として保存する必要があると認められる保有個人情報については、この限りでない。

第7条中「若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者」を「又は職員であった者」に改める。

第8条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 出版、報道等により既に公にされているとき。

(3) 人の生命、身体及び財産を保護するため、緊急に必要があるとき。

第10条中「第8条第2項第3号又は第4号」を「第8条第2項第5号又は第6号」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(委託等に伴う措置)

第10条の2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前項の委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者及び従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 4 前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第43条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「限る。）」の次に「及び法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

第50条中「第6条第2項の受託業務」を「第10条の2の規定により委託をされた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う市の公の施設の管理の事務」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例の改正前の結城市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定により現にされている開示請求のうち、旧条例第19条の規定による処分がされていないものについては、この条例による改正後の結城市個人情報保護条例の規定を適用する。